

愛媛県教育委員会10月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年10月18日（火）午後1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 攝津眞澄

委員 丹下敬治 委員 清水慶子 委員 富永誠司

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後1時30分）

（教育長） ただいまから、教育委員会10月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

まず、堺委員の後任として、10月12日付けで清水慶子委員が就任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

（清水委員） この度、堺雅子委員さんの後任として就任いたしました清水慶子と申します。もとより微力ですけれども、私のできることを精一杯、誠心誠意に頑張っていきたいと思っておりますので、皆様の御指導、御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

（教育長） 次に、脇委員の後任として、10月12日付けで富永誠司委員が就任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

（富永委員） 初めまして、富永誠司と申します。脇委員の後任として責務を拝命いたしました。大変、不慣れでして、皆様方には御指導を仰ぐことがあろうかと存じますが、何とぞ御指導、御べんたつのほど、お願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（教育長） それでは、まず、委員の皆さんに提案させていただきます。

本日の議案のうち、議案第50号愛媛県社会教育委員の委嘱について、及び、議案第51号県立学校教員の懲戒処分について、並びに、その他の協議案件の表彰案件3件については、いずれも人事案件であることから、

審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 9月定例会議事録の承認

(教育長) 9月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成28年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 平成28年9月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いいたします。

(副教育長) 去る9月12日から10月6日にかけて、9月定例県議会が開催されましたので、その質疑の概要等につきまして、御手元に配付しております資料、「平成28年9月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨」に基づいて、御報告を申し上げます。

まず、本会議の状況でございますが、資料の2ページから12ページに記載のとおり、教育委員会関係では9名の議員から24件の質問がございました。以下、主な質疑について、報告をさせていただきます。

まず、資料の2ページになりますが、代表質問で、夜間中学の設置促進に向けた国の動きを念頭に、学び直す機会の確保や社会的自立の支援についてどう考えるのかとの質問がございました。答弁といたしましては、「様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった方々に、学び直しの機会を確保し、社会的自立を支援することは、重要な課題と認識している。このため、県内の中学校では、高等学校等への進学希望者には、各種学校の情報提供や入学試験対策の助言等を行っているほか、就業希望者には、保護者を含めた相談対応や、「地域若者サポートステーション」の積極的な活用を促している。また、県教育委員会では、学び直しも含め、広く県民に学習機会を提供する観点から、高校の定時制課程と通信制課程に、科目別の開放講座を開設し、誰でも聴講生として受け入れる制度も設けており、今後とも、関係機関と緊密に連携しながら、若者の社会的自立の支援等に努めてまいりたい」と教育長からお答えいたしました。

次に、4ページになりますが、一般質問におきまして、県立学校の再編整備について、地域活性化に向けた観点からの方針はどうかとの質問があり、教育長から、「県立学校は、地域社会や産業を支える人材育成はもとより、高校生の発想力と行動力を活かした観光資源や特産品の開発など地域活性化の拠点としても重要な役割を担っており、これまで再編

整備の該当校においては、魅力化等の取組により基準を上回る入学生が確保されていることから、当面は現行の取扱いを継続し、学校存続に向けた取組を支援してまいりたい」とお答えしました。

その他の質問としましては、5ページの主権者教育の今後の展開方針や、新居浜東高校に新設いたしました、健康・スポーツコースについての御質問、6ページの県立高校における労働・社会保険教育や奨学金制度についての御質問、7ページから10ページにかけての、学力向上5か年計画、組体操等の事故防止、政治的活動等の届出制、特別支援教育に係る学習環境の整備についての御質問がございました。更に、11ページから12ページにかけて、英語・国語教育の在り方や命を大切にす教育の推進に関する御質問もございました。

次に、9月30日に開催された文教警察委員会の概要につきましては、13ページから27ページに記載しておりますとおり、主権者教育の充実に向けた取組についての質疑と合わせて、18歳、19歳の投票率向上に向けて、関係機関が一体となって取り組んでほしいとの御要望がありましたほか、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた分析、県立学校の老朽化対策、定時制・通信制教育の在り方、大学等奨学金制度の周知、小学校の少人数学級編制についての質疑や、学校安全等への取組状況、不登校の児童生徒数などについての質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(攝津委員) この間、テレビで秋田県が、全国学力テストのことで特集されていまして。秋田県は少人数制で村の中に塾があり、地域の人と学校が一体になっている様子がよく分かりました。東成瀬小学校が特集されていて、塾がないので、村の人たちが公民館などで、勉強を子どもたちに教えていらっしゃるやいりました。子どもたちは放課後、児童館に行つて、みんなが一斉に宿題を始めている場面が出ていて、周りの大人が教えるのではなく、子ども同士が分からないところを教え合っており、大人が教えるよりも、子どもや同士の方が分かりやすいこともあるようです。

また、別の面のことも、その番組で取り上げられており、高順位であった石川県や富山県は、DHAをアジの4倍含んでいるブリの消費が大変多いそうです。愛媛県もスマの養殖が盛んになっているので、勉強だけでなく、青魚もしっかり食べていただいて、食を通じての学びもお願いしたいと思います。

(義務教育課長) 県内においても、放課後児童クラブが約300箇所、放課後子ども教室が約95箇所ありまして、子どもたちが、異学年でいろいろなことを学んでいるという状況で、学校から出た宿題や自主勉強を上級生が下級生を指導する、また、教諭がいないため、自主勉強などができるように学校がプリントを提供するなどの配慮を行っていると聞いてい

ます。

また、来年度に向けて、その辺りのことも生涯学習課と連携をしながら、できることを考えていきたいと思っております。

(生涯学習課長) 放課後子ども教室の中でも、今、学習に特化した子ども教室の取組が市町で始まっています。それとは別に、地域子ども学び場ということで、今年度から新居浜市と西条市で、学習に特化したものに取り組んでいるところですが、来年度の計画を聞きますと、それ以外の市町にも、かなり広がっていくようですので、子どもの放課後の学びについても支援してまいりたいと考えております。

(保健体育課長) 学校における食育の推進ということで、平成17年に成立しました、食育基本法に基づきながら、様々な食育に取り組むための法制度が整備されましたので、各学校においても栄養教諭を中心に様々な食育を行っております。既に御案内のとおり、6月には新たに地域文化の継承事業として、予算措置をしていただいて、地域の特色のあるブランド食材を学校給食に取り入れ、栄養バランスや地産地消の推進など、いろいろな学びを進めています。更に、モデル事業なども推進しながら、それらの取組を更に進めていきたいと思っております。

(関委員) 夜間中学の問題ですが、現在、「地域若者サポートステーション」の活用状況はどうなっているかということと、支援が必要な対象者はどれくらいいるのでしょうか。

(義務教育課長) まず、夜間中学ですが、全国8都府県で31校設置されていますが、本県では設置はしておりません。15歳以上で、学校を卒業できなかった者、及び、卒業はしたが、十分な学習ができなかった者が対象です。ただ、最近は外国人の方が非常に多くなりまして、生徒数が全国で1,849人のうち、外国籍が1,498人で、約81パーセントという状況になっています。グローバル化で外国籍の方が増えているようです。

本県では、現在のところ夜間中学校の設置の要望はありませんが、設置については、市町が設置者になりますので、市町から設置の要望があった場合は、技術的な指導を県が行うことになります。

「地域若者サポートステーション」については、所管が違うため、詳細は把握しておりませんが、学校を卒業したけれども、就職がうまくいかないなどの悩みがある若者に対して、就学や進路の指導・助言を行っているという聞いております。

(丹下委員) 定時制高校のことですが、東予は新居浜西高校、中予は松山南高校、南予は宇和島東高校が、単位制になっており、3年間で卒業できますが、そのほかの定時制高校も単位制にしてはどうかという話が文教警察委員会でありました。定時制に通う生徒は勤労学生が多く、一生懸命働いている生徒は、どうしても卒業に4年かかってしまう一方、働いていない生徒が3年で卒業できるというのは不合理でないかという面がありました。なかなか単位制の定時制高校の増加は進んでいません

が、働く生徒の状況や受け入れ企業などを十分勘案して、単位制定時制高校への移行を含めて検討してほしいと思います。

(高校教育課長) 答弁にありますとおり、社会情勢が変化していく中で、いろいろなことを検討することが必要ではないかと思い、答弁いたしました。委員さんの御意見も参考にしながら、そのほかの定時制高校の単位制についても、検討を重ねてまいりたいと思います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

(教育長) 平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について御報告いたします。

平成29年度の教員採用選考試験については、第1次選考試験を7月21日(木)から23日(土)に、第2次選考試験を9月4日(日)から9日(金)に実施しました。その結果、新規採用候補者として364名を決定し、10月3日(月)に愛媛県及び愛媛県教育委員会ホームページにて発表しました。

御手元の資料1ページの1を御覧ください。新規採用候補者の内訳は小学校200名(最終倍率2.3倍)、中学校81名(最終倍率4.3倍)、県立学校67名(最終倍率7.0倍)、養護教員14名(最終倍率4.6倍)、栄養教員2名(最終倍率12.5倍)、合計364名(最終倍率3.7倍)です。

今回の採用に当たっての特色を御説明いたします。1ページの2を御覧ください。

(1)の愛顔のえひめスポーツ振興特別選考では、5名を採用候補者としてしました。採用候補者の競技実績としては、国民体育大会バスケットボール競技3位、全日本学生なぎなた選手権大会2位などです。愛顔のえひめスポーツ振興特別選考は、国体正式競技において全国大会ベスト4以上の実績者又は日本代表に選ばれた者を対象として設けた特別選考で、平成26年度から4年間で20名を採用することとなります。

(2)のその他の特別選考については、現職教員特別選考で26名(小学校14名、中学校8名、県立学校3名、養護教員1名)、教職経験者特別選考で1名(中学校1名)を採用候補者としています。

現職教員特別選考は、他県の国公立学校で2年以上の勤務実績がある者を対象とし、教職経験者特別選考は、本県の国公立学校で3年以上の勤務実績がある者を対象とした特別選考です。今年度から、条件となる勤務年数を緩和し、現職教員特別選考で5年以上から2年以上に、教職経験者特別選考で5年以上から3年以上に短縮し、対象を拡大しました。

(3)を御覧ください。本県では、特色ある人材を採用するため、平成19年度から加点制度を導入しています。毎年、検討を加え、導入から11年

目を迎えた今年度は、18項目を加点対象としています。

今年度は、高い英語力について、従来の実用英語技能検定1級相当の者への加点に加え、同検定準1級相当の者への加点を設定しました。この加点項目では、該当者から14名（小学校2名、中学校5名、県立学校7名）を採用候補者としています。また、新たに導入した防災士の加点項目該当者から4名（小学校3名、養護教員1名）を採用候補者としています。

なお、新規採用候補者364名のうち、加点された者は147名（40パーセント）となっています。

（4）のその他を御覧ください。採用候補者のうち、他県の現職教員は、先程の特別選考を含め31名となっています。また、県内公立学校における講師等経験者が181名、企業経験者が28名となっています。それぞれの経験を生かし、本県教育の充実のために大いに貢献することを期待しております。

なお、採用候補者のうち大学・大学院の新卒者は115名で、全体の32パーセントでした。

資料2ページには、学校種別及び教科別の採用候補者数等を示しております。

以上が教員採用選考試験の結果です。

教員の採用選考に当たりましては、これまでどおり厳重なチェック体制のもとで公正・公平性の確保に努めてまいりました。

今後、採用手続き等についても、引き続き遺漏のないよう、進めてまいりたいと考えています。

なお、本県では、教職経験のない者に対し、4月からの勤務に対する不安を取り除くため、教育現場での教育活動を体験させる採用前キャリアアップ研修を実施しています。この研修を活用して、教職経験のない新卒者等がスムーズに教員生活をスタートできるよう、配慮してまいりたいと考えています。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

（教育長） 愛顔のえひめスポーツ振興特別選考は、平成26年度から4年間で20名採用ということでしたが、だいたい予定どおり採用しているのでしょうか。

（義務教育課長） 平成26年度から4年間で予定どおりの20名を採用することになります。愛顔のえひめスポーツ振興特別選考で採用した者は、岩手国体でもかなり活躍していると聞いております。

（丹下委員） 県立学校の特別支援教育の採用者が多いですが、今後このような傾向でしょうか。

（高校教育課長） 特別支援教育課長の方から、最近、生徒数が増加していると聞いておりますので、将来的には少し下がるということもあるよ

うですが、しばらく、この傾向が続きそうです。

(丹下委員) 特別支援教育の充実をお願いします。

(特別支援教育課長) 特別支援学校に勤務する教員に関しては、特別支援学校の免許状を有するというような通知も今後、国の方から出る見込みになっておりますので、それに合わせて、高校教育課には、採用に御配慮していただくようお願いいたします。

(攝津委員) 採用の加点のところで、日本語力の加点がある方がいないのですが、日本語力の加点というのはどういうものなのでしょうか。英語も大切ですが、日本語の力も大切だと思いますが。

(義務教育課長) 英語も大事ですが、日本語も大事です。かなりレベルの高い、日本語検定というものがございまして、これまでの実績では4名の方が日本語検定で加点をされて、採用候補者となっております。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。

(教育長) 続きまして議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第46号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第46号愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

御手元の資料の5ページの「概要」を御覧ください。高等学校の全日制・定時制、中等教育学校は、現行どおりの定員を維持することとし、特別支援学校は、みなら特別支援学校松山城北分校普通科の入学定員を8名から16名に、新居浜特別支援学校普通科の入学定員を24名から32名に増員することとしました。

1の(1)を御覧ください。高等学校全日制課程については、地方創生にとって重要な小規模校の存続を図りつつ、地域の中核校の定員を維持することが求められているということ踏まえながら、平成29年度及び将来の生徒数の増減の動向等について勘案し、入学定員を検討しました。その結果、平成29年度は、現行の入学定員を維持することとしました。

高等学校全日制課程の競争倍率につきましては、0.98倍を見込んでおります。予測の段階で、競争倍率が1.0倍を下回るのは初めてのことでありますが、これは先ほど述べましたように、比較的倍率の低い小規模校の存続等を図っているためであり、これら小規模校等を除いた予測倍率は、1.0

1倍となっております。

1の(2)を御覧ください。各地域の状況については、今治、越智地域の志願者数の予測が、前年の28年度の実績より大きく減少していますが、同じ定員であった27年度と比較すると、その減少幅は小さく、また、来年の30年度には中卒生数が増加することから定員を据え置いております。その他の地域につきましても、その増減が小さいことから、定員を据え置いています。

6ページを御覧ください。松山商業高校では、国際経済科を改編し、地域産業を担うリーダーを育成する地域ビジネス科を新設することとしております。

なお、8ページ以降には、以上の結果を踏まえた、各高等学校の定員を示しております。

次に、資料7ページを御覧ください。特別支援学校の入学定員につきまして説明いたします。

みなら特別支援学校松山城北分校について、現行の入学定員を上回る入学希望者が続くと見込まれることから、普通科の入学定員を8名から16名に増員することとしております。

また、新居浜特別支援学校についても、現行の入学定員を上回る入学希望者が続くと見込まれることから、普通科の入学定員を24名から32名に増員することとしております。

その他の特別支援学校高等部の各学科におきましては、資料7ページのとおり、入学定員の変更はございません。

平成29年度の県立学校の入学定員につきましては、以上のとおりであります。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。先ほど説明させていただきまして来年度の学科の改編及び昨年度、一昨年度に改正しました定員の学年進行に伴う変更がございますので、これらについて「愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則」の一部改正を行いたいと考えております。

具体的には、高等学校全日制課程では、平成27年度の5学級削減により、生徒定員が200名減となります。

また、3に示しております特別支援学校高等部では、来年度のみなら特別支援学校城北分校普通科及び新居浜特別支援学校普通科の定員拡充により、生徒定員が16名増となります。

なお、生徒定員改正をする学校は、資料の1～4ページにお示ししているとおりです。

次に、資料3、4ページの附則でございますが、施行期日を、平成29年4月1日としているほか、附則の2項、3項、4項では、学級増減などにより、新1年生の入学定員が2年生以上の定員と異なる場合などの当該学科の29年度入学定員を示しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 入学者の定員を決める際に、地域の生徒数の増減などを勘案して決められていると思いますが、県下全体の場合、二十数年前は1.07倍を目安にしていました。公立学校と私立学校の比率の問題もあつたりしましたが、それを解消し、競争倍率だけを考えて決めたのだと思います。今回、全体の予測としては、競争倍率は0.98で、再編整備基準該当校を除くと1.01倍といくことで、松山市内は別として、みんな大体、公立学校に入れるかという期待を持つのですが、ある程度は競争というのも大事ではないかと思ひますので、酷なようですが、できるだけ競争倍率1.0を下回らないよう、学校再編整備との兼ね合いもあるので、大変難しいと思ひますが、その辺りを検討してほしいと思ひます。

(高校教育課長) かつては、競争倍率1.07倍を適性にしておりましたが、平成20年に学校再編整備計画があり、近年の競争倍率の動向を勘案して、1.03倍程度を維持するということに変えたわけです。中学校卒業生数が急速に減少する中で、1.0倍以上に維持するために定員の削減を毎年、行ってきたところございます。平成21年度以降の競争倍率は予測で1.01倍程度、実績では1.0倍を切る年度もあつたようでございます。このような中、今回0.98倍といたしました理由を再度、述べさせていただきますと、小規模校の定員の引き下げ等については、再編整備基準とその運営の見直し、いわゆるチャレンジシステムに基づいて行っておりまして、地方創生に重要な存在である学校の存続を図ることが、現在のところ、各高校の努力によってできているところでございます。一方、中学卒業者が減少する中、県立学校の出願倍率を1.0倍程度に維持するためには、入学定員を削減する必要がありますけれども、その、再編整備基準該当校や定員削減で当該校より小さくなってしまふ学校の定員は削減できません。最小の単位ということです。こうした中で、これまでは、比較的規模の大きい学校の定員を削減してまいりました。このような学校には地域の中核校として、地域のリーダーを育成するという役割があり、そのようなところで、これ以上定員を削減はできなくなったわけです。ですから、小規模校の存続を図りつつ、中核校の定員を維持するという、現行の政策命題、ジレンマもあるわけですけれども、それを両立するために、0.98倍としたものでございます。他県でも競争倍率が1.0倍を切っているものが散見されますが、今後、中長期的には学校の魅力化を図りながら、という形で今、いろいろな学校のシステムを検討している最中でございますので、倍率についても、その過程の中で、検討する必要があると考えておりますので、また、御知恵を拝借できたらと考えております。

(丹下委員) 私立高校を専願で志望する生徒も非常に増えたのではないかと思うので、県立学校の魅力化を図り、私立高校を専願している生徒

が、県立学校を希望するようになれば、倍率も上がって、嬉しいと思います。

(高校教育課長) 平成28年度は公立学校74.8パーセント、私立学校25.2パーセントということで、私立の比率は平成に入って、最も高くなっています。

私立の比率が上昇した理由としては、私学の男女共学があります。平成14年には、愛光高校、今年度は聖カタリナ女子高校が共学になりました。また、平成20年に高校授業料の無償化があったほか、部活動推薦で経済的な支援にも私学が力を入れております。

県立学校においても推薦入試において、部活動重視選抜を実施しているほか、コースや学科の改編を実施しております。中学生が進学先を選択する際に、県立学校を選択してくれるよう魅力化を図っているところでございます。さらに、松山商業高校についても地域ビジネス科の新設をしたところでございます。そのほかにも、「地域を担う心豊かな高校生育成事業」、あるいは、「地域に生き地域を創る若者育成モデル事業」、それぞれ6校ずつあるのですが、3学級以下の小規模校、あるいは生徒数減少が著しい南予の学校を指定するなどしています。

県内で生徒を奪い合うような形になってはならず、全国からも人を呼び集めていかなければならないのですが、ある意味、営業努力、企業努力は各県立学校がやってくれておりますので、引き続き、その取組を進めていく中で、魅力化を図り、入学生徒の増加につなげていきたいと考えております。

(攝津委員) 県立学校もいろいろな魅力をもった高校ができつつありますが、他県や市町をまたいでの入学もこれから増えてくると思われれます。寮などの体制が整っていないと、入学が難しくなるので整えていただきたいです。また、特別支援学校の高等部ですが、平成24年度に人数が増えているのですが、先生方はこの人数に対して、何名増えているのでしょうか。

(高校教育課長) 全国で有名になっている学校は、寮が充実していると言われております。また、市町と連携した公営塾、そういうことをキーワードにして、全国から生徒を集めているという学校もございます。

先日も、島前高校の魅力化プロジェクトに関わった藤岡さんに講演いただいたのですが、その話も詳しくいただきました。寮を建てるということは相当な覚悟と経費がかかりますので、市町と連携する必要があります。どうしても高校を残したいという地元の熱意、高校生の活躍、県の仕事が一貫しないと寮の建設は難しいです。今回、いろいろな形で各学校が魅力化を考える中で、市町の中からもそういう意見がでてきていると伺っておりますので、生徒にとって最もいい形を検討してまいりたいと思います。

それから、教職員定数に係る標準法という法律がございまして、特別

支援学校については学級数に応じて教員の数は自動的に決まるようになっております。ですから、生徒が増えるとそれに対する教員の数は、自然に算定されます。そこに、正規職員を可能な限り入れるために、採用数が増加しているわけですが、予定外の退職者が出たり、学級数の見込みと実際の学級数に差があったりすることもございますので、多少は柔軟な対応が必要となり、講師の方にも入っていただく必要もあります。基本的には、生徒数に対して、教師の数が足りないということにはならないようにしています。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第46号愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第47号 平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について

(教育長) 議案第47号平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

15ページの平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項の概要を御覧ください。

今年度の高等学校の入学者選抜につきましては、昨年度と同様に、一般入学者選抜、推薦入学者選抜、定時制課程の第2次募集を実施いたします。

なお、学力検査等の期日、合格者の発表の日並びに学力検査の検査教科及び出題範囲については、既に3月の定例教育委員会で可決され、県報で公告しております。

また、平成29年度の入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、「平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 高校入試の実施要項に定めている内容については、愛媛方式ということで、実施を始めてから10年になり、定着しているのかなと思います。学校の調査書等を点数化することについては、随分、研究もされて適切に対応されていると思いますが、現場の中学校や高校

の校長先生や先生方は、入試の方法についてどういう評価をされているのか、課題や要望はないのか、お伺いしたいのですが。

(高校教育課長) 平成14年度の入学者選抜改善検討委員会の報告を受け、平成15年度の入試から、それまでの調査書と学力検査の結果を同等に扱い、合格者を決定するという形を改め、比重を変えて選抜する、第1選抜と第2選抜という二段階選抜変更したところでございます。特に第2選抜は、学力検査の得点、教科に関する調査書の得点、教科以外の調査書の内容及び面接等の得点の三つの得点の比率を、各高等学校長が学校ごとに定めるなど、非常に校長の裁量を拡大したところでございます。

これによって、特色ある学校づくりを推進することができるように、それから、受検生の持っている可能性をより多面的に評価できるようにしたところでございまして、高等学校では、基本的には大きな支持を得ていると認識しております。学力を重視するか、諸活動の成果を重視するかなどは、校長の裁量が大きいところはいいのではないかと思います。

推薦に関しましても、普通科、理数科、国際文理科を定員の5から15パーセント、職業学科は20から30パーセント程度、あるいは、小論文や集団討論を選択することができるなど、学校の裁量を拡大したところでございます。

特に、中学校の校長先生からは、部活動において実績のある生徒を入学させてほしい、推薦の基準を分かりやすくしてほしい、という要望が出ておりますことから、平成25年度入試から、推薦の募集人員の一定の範囲内で、部活動の実績・成果等を重視した選抜を行う場合は、その旨を「出願資格の詳細」に付記するとともに、えひめ国体ターゲットエイジ選手などの具体的な成績なども明示するようにしています。

総括すると、今後に関しましては、全国学力・学習状況調査の出題傾向、先進県の動向などを踏まえて、本県の高校入試問題を知識・理解だけではなく、思考力・判断力等をより重視したものに、発展的に見直すべきという要望が多いということでございます。いわゆるアクティブ・ラーニングの傾向と合致するところでございます。全国的にも大阪府が英語の学力検査問題において、リスニングとライティングの配点率を高めていっているという改革をしています。

今後、中学校教育の改革の動向を見据えながら、中学校における3年間の学習活動の成果を適切に評価できるよう、また、学力の確実な定着に資する入試問題になるよう、研究に努めてまいりたいと思います。こちらの方も御知恵を拝借できたらと思っております。

(義務教育課長) 中学校現場のことを申しますと、当日、学力検査で実力を発揮できない場合がございますが、現行の二段階選抜というのは、当日の学力検査の結果だけでなく、普段の授業の取組や部活動、委員会活動、特別活動、表彰などの調査書、これらと、入試当日の面接等、総合的に判断する制度であって、学校現場としては、普段よく頑張ってい

る者が入試当日、失敗したとしても評価されるということで、良好な制度だと聞いております。

特に要望等は聞いておりませんが、推薦入試の方法等については、校長会の方から高校教育課に要望があり、それを踏まえて、より明確な基準を出して対応していると聞いております。

(攝津委員) 試験のことではないのですが、部活のことで、いい指導ができる先生がいる部活がある高校に、それが目的で入学したら、その先生が転勤してしまったという生徒さんもいらっしゃるの、少しでも経験がある先生が、部活の指導をしてもらいたいという保護者の要望がありましたので、お伝えいたします。

(高校教育課長) 昔は、教員の異動のサイクルは10年程度と言われていましたが、現在では、教員は5～7年程度、行政の職員が3～4年程度で異動しており、異動サイクルは短くなっております。

カリスマ的な指導者の後任づくりは、なかなか難しい面がありますが、各学校の要望を聞きながら、できるだけ前任者と後任者の指導の引き継ぎがスムーズに行えるよう配慮しながら人事異動を行っているところで

す。
近年、国体に向けた競技力向上の観点から、それぞれの競技の強化指定校の顧問は、一つの学校で長く勤務していただいている傾向があります。異動した学校の部活動で新しい能力を開発するという面と、強化指定校等伝統校での指導の継続性も考えて、極端なアンバランスにならない人事や、教員の育成に努めてまいりたいと思います。

(関委員) 日頃の学習の態度を重視して、選抜するのがいいのではないかと聞いていますので、そういう面からすると調査書を重視していかなければならないと思います。そうすると、調査書を書く方も、できるだけよく書こうとすると思うのですが、現在の選抜方法で実際のところはどうか教えていただきたいです。

(高校教育課長) 日頃から真面目に、誠実に生きることが大切ですので、中学生でもそのように生活している生徒を評価するためにも、調査書は大事になってきます。調査書に書かれるから、という面もあるとは思いますが、基本的に人が評価されるのを、大人になる過程で避けることはできませんので、そのことだけにとらわれず、日々を一生懸命に生きていってほしいと思います。

しかし、逆の面で言うと、特別の才能というのは総合点方式では評価できないという事実もございますので、今のように多様な形で、できるだけいろいろな生徒の可能性を見いだす選抜方式がよいと思います。できるだけ個性や、才能の可能性の芽をつまないような形を教育界全体で考えていかなければならないと思います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第47号平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第48号 平成29年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について

(教育長) 議案第48号平成29年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成29年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定めようとするものであります。

8ページの県立中等教育学校入学者選考実施要項の概要を御覧ください。

今年度の入学者選考につきましては、下線で示しておりますとおり、「1 募集人員」は、3校とも1学年160名としています。「4 作文、適性検査及び面接」につきましては、1月9日(月)に志願先の中等教育学校を検査場として、実施することとしています。「6 入学予定者の発表」は、1月16日(月)午前9時から、各中等教育学校において行うこととしています。

また、そのほかの内容につきましては、昨年度と同様に実施することとしています。

以上、御審議をよろしくをお願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第48号平成29年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第49号 平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

(教育長) 議案第49号平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

資料9ページの「平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の概要」を御覧ください。

高等部本科入学者選抜を9、10ページに記載した内容により、また、専攻科入学者選抜を10ページに記載した内容により実施いたします。

なお、学力検査の期日、合格者の発表の期日については、先の3月定例教育委員会で可決、県報で公告しているところです。

次に、今年度の主な変更点ですが、先ほどの「愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正」で説明されたとおり、みなら特別支援学校松山城北分校普通科の入学定員を現在の8名から16名に、また、新居浜特別支援学校普通科の入学定員を現在の24名から32名に増員いたします。

そのほかの内容については、前年度と変更はございません。

なお、平成29年度の入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、「平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) みなら特別支援学校、新居浜特別支援学校で入学定員を増やしていただいています。特別支援学校の入学者選抜は、だいたい希望すれば、全員合格させてくれると思っているのですが、新居浜特別支援学校で入学定員が32名になっていますが、学級数は何クラスになるか、教室は足りるのかという心配があるのですが。

(特別支援教育課長) 特別支援学校の入学者選抜については、職業に関する学科を置く学校は、学力検査を実施いたしまして、定員どおりの人数を合格者といたします。なお、同校で普通科を設置しておりますので、第二志望という形で普通科の方も受検が可能となっております。ですので、特別支援学校に入学を希望する生徒については、ほぼ全員が合格すると考えていただいて構わないかと思います。

なお、高等部の一学級の定員は8名ですので、今回、新居浜特別支援学校の入学定員32名では、4学級ということになります。現在も学校で工夫をして教室、又は特別教室を転用しながら教室を確保しておりますので、今後も学校で工夫をしながら受け入れ態勢を整えて、生徒の学習に大きな支障がないように取り組んでおります。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第49号平成29年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項については、原案のとおり可決決定いたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

○議案第50号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県公民館連合会長及び愛媛県市町教育委員会連合会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第51号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 自家用車を走行中、前方不注意で歩行者に怪我を負わせた県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成29年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成29年春の叙勲候補者について、地域総合功労(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○平成28年度県政発足記念日知事表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者(2名)の選考について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○平成28年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰候補者(10名及び2校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後 2 時45分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。